

オランダの土壤環境施策 及び EU指令案の状況について

1. オランダの土壤汚染対策の状況

1-1 オランダの汚染状況

- 土壤汚染の疑いがある土地
約60万サイト
- このうち、深刻に汚染されている疑いがある土地
約42万5千サイト
- このうち、深刻な汚染が可能性の高い土地
約6万サイト
- 緊急に土壤汚染対策が必要な土地
約1万1千サイト





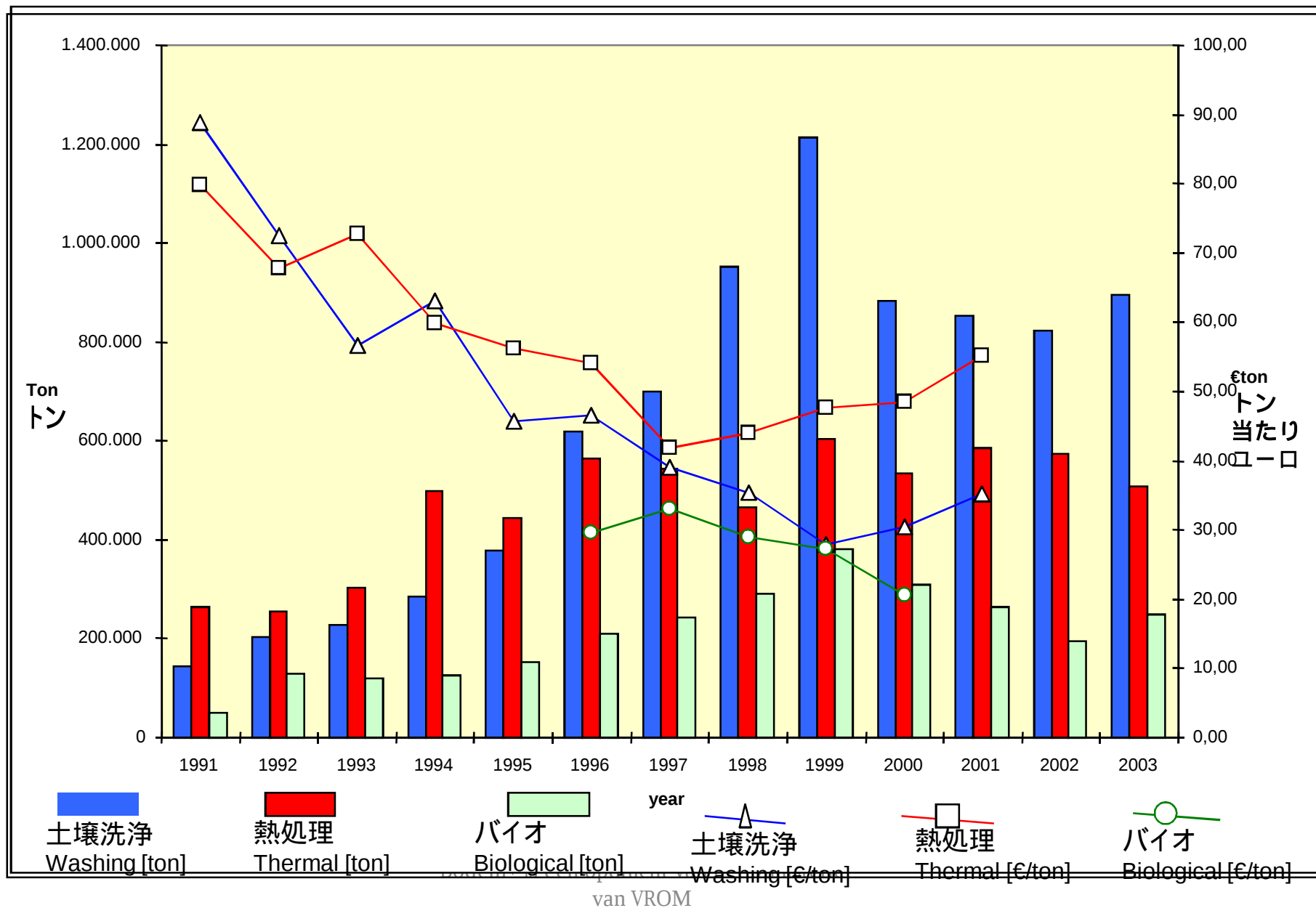
1-2 対策費用

対策費用見積:

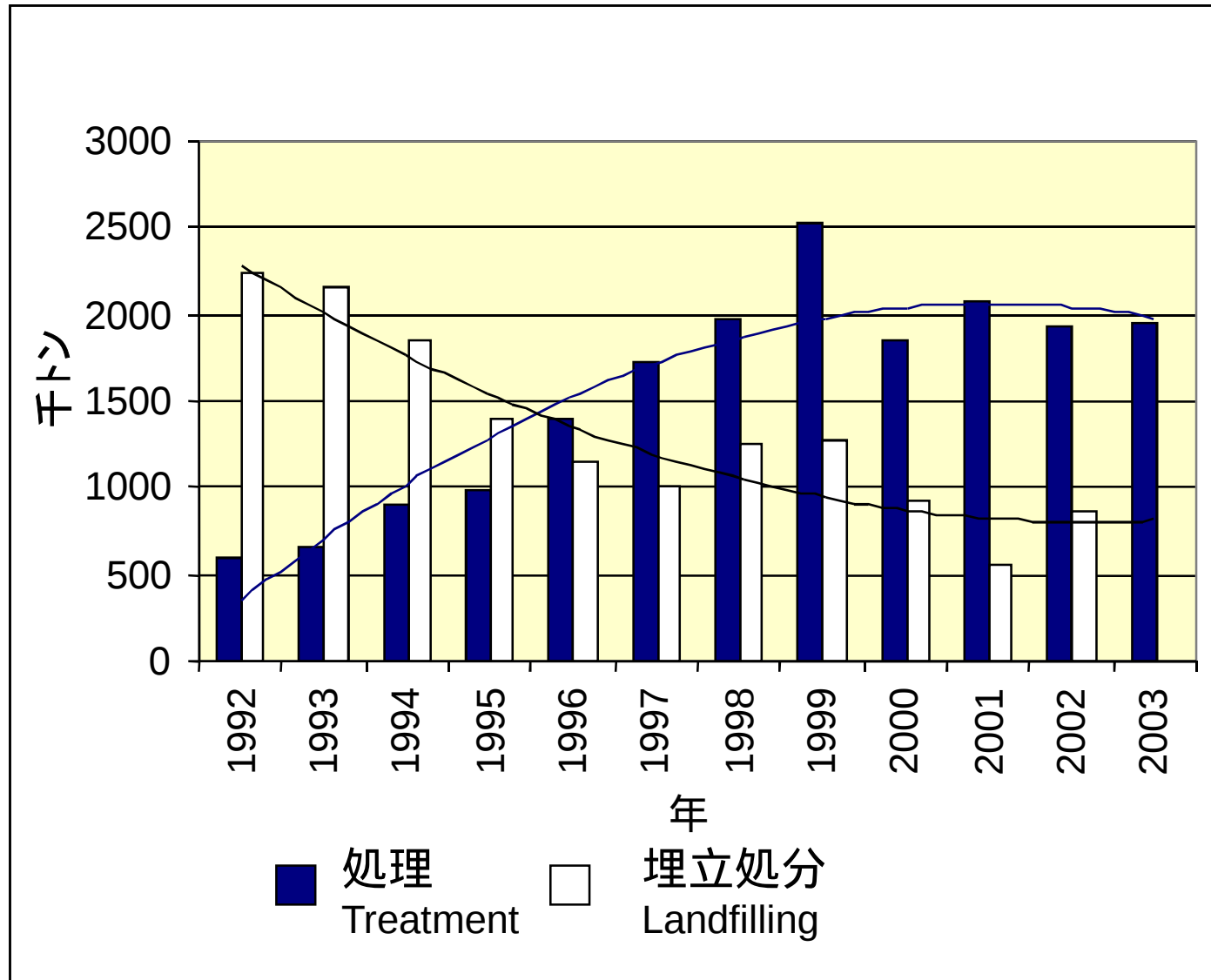
- ・深刻な汚染の可能性が高い土地の総対策費用
約160億ユーロ(2兆7千億円)
- ・緊急に土壌汚染対策が必要な土地の総対策費用
約30億ユーロ(5000億円)



1-3 年毎の汚染土処理量とトン当たり費用



1-4 汚染土処理と埋立処分の傾向



1-5 汚染土処理マーケット

処理方法	処理量 [千トン/年]	費用[ユーロ/トン]
原位置処理	?	?
熱処理	507	35-60
生物学的処理	326	20-40
土壌洗浄法	1119	20-45
不溶化	150-250	40-45
埋立処分	854	40-70
非処理土壌の再利用	9000	2-7
処理土壌の再利用	1500	0-3

2 オランダの土壤環境施策

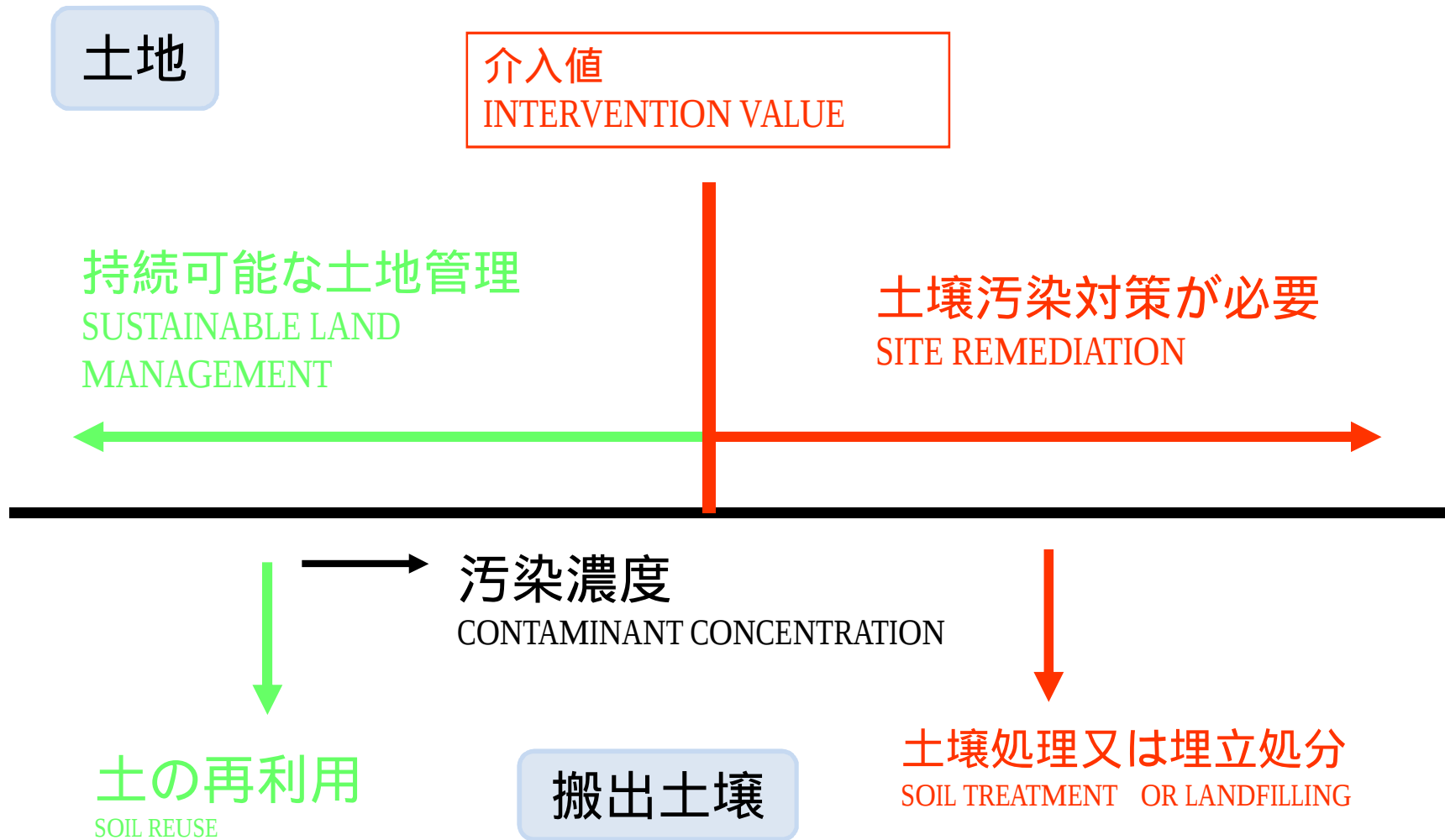
2-1 オランダの施策目標

- 2015年まで
現状の土地利用状況で受け入れがたいリスク(人の健康へのリスク、環境へのリスク、汚染拡散のリスク)をなくす。
- 2030年まで
すべて土壤が土地の利用に適した状態になること。

2-2 オランダ方式

土壌汚染対策及び持続可能な土地管理

THE DUTCH SYSTEM: SITE REMEDIATION AND SUSTAINABLE LAND MANAGEMENT



Bodem+ is een opdracht van het Ministerie
van VROM

2-3 サイトリスクアセスメント

- ・介入値を超えた場合

→ 対策が必要な土地

- ・サイトリスクアセスメント実施

観点〔人の健康被害、環境、汚染拡散〕

現在の土地利用、将来の土地利用

- ・詳細な土壌調査、対策計画の策定、対策方法の実施

3 オランダの土壤環境に関する新施策

3-1 持続可能な土地管理

Sustainable Land Management

- Sustainable Soil Management Decree under the soil protection law
持続可能な土壤管理政令
- 年内にとりまとめ公表、来年初め施行
- 土地利用毎に定めた汚染物質の基準値濃度を設定

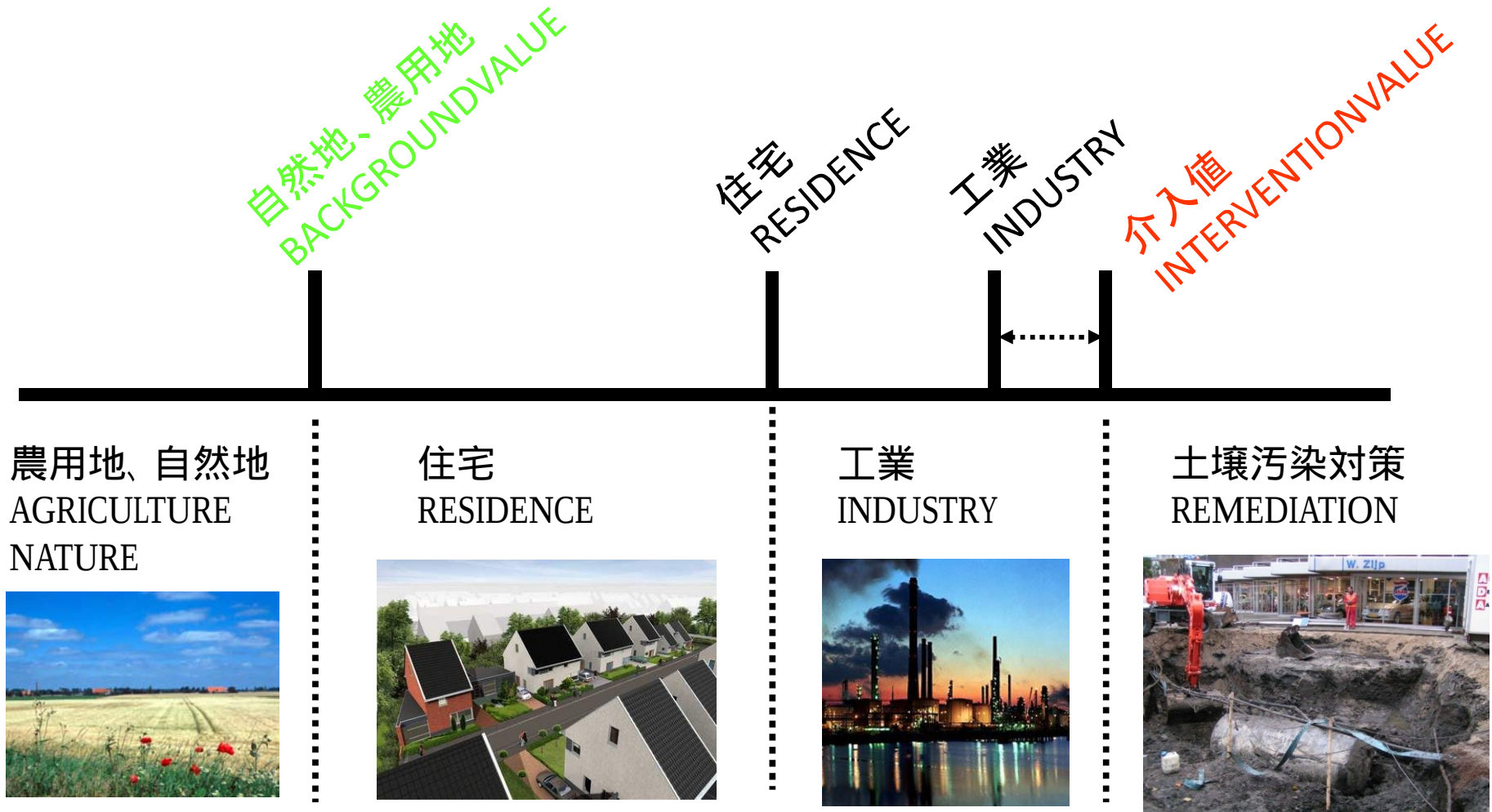
3-2 土地利用基準値

～ 持続可能な土地管理 ～

- 有害物質毎に基準値が設定される。
- 自然地、農用地限界値
- 住宅地限界値
- 工業地限界値
- 介入値 (Intervention Value)

3-3 土壤機能

SOIL FUNCTIONS



Bodem+ is een opdracht van het Ministerie
van VROM

4 . オランダの土壤汚染に関する情報

4-1 土壤汚染情報の提供

1 . 汚染情報システム

www.bodemloket.nl

- ・登録台帳自体は、州や自治体レベルで管理されているが、政府がそれらの基本情報を収載してウェブサイトを開設。
- ・地図情報とリンクし、郵便コードで検索可能

2 . 土地登記関係(Cadastre)

www.kadaster.nl

- ・登記システムでリスクマネジメント(汚染状況)に関して情報が記載される。

4-2 汚染情報データベース

4つのカテゴリ別表示



修復済



調査終了。
対策は必要なし。



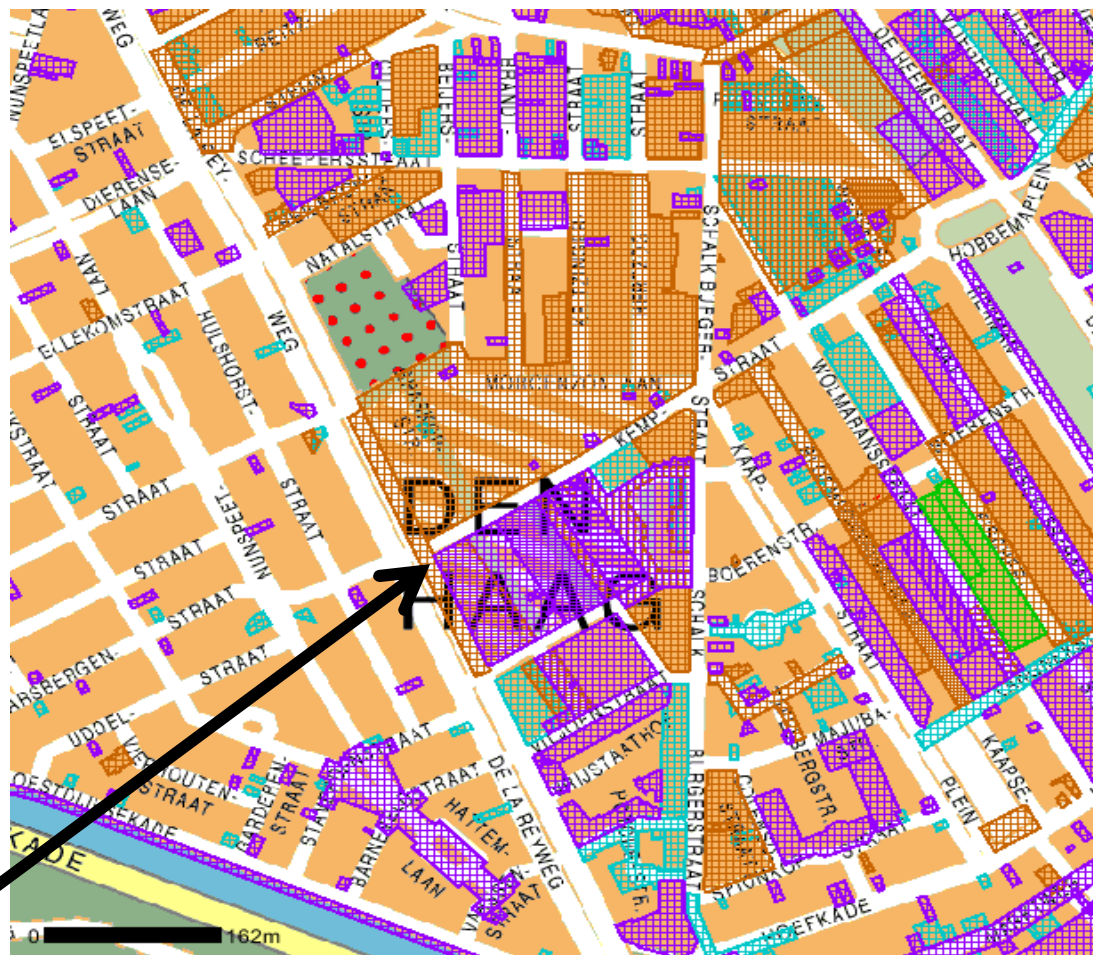
調査終了。さらなる措置
(対策等)が必要かどうか
判断する必要

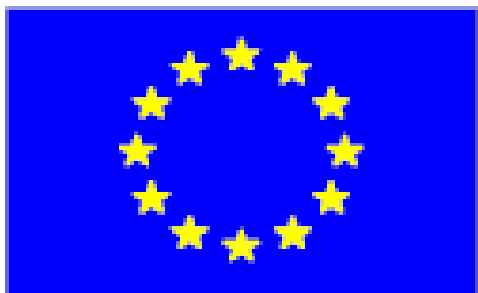


過去の履歴調査終了。さら
なる措置(土壌汚染調査
等)等が必要かどうか判断
する必要



を押しクリックする
と土地毎の概況が別画
面で表示される。





EU指令案の状況について

EU土壌保護のための枠組み構築指令案 COM(2006)232

土壌汚染部分の構成

目的

土壌機能の保護

未然防止

土壌汚染の未然防止 (第9条)

特定

汚染地の特定〔25年以内〕
汚染地目録
(第10条、第11条、第12条)

対策

・国家修復戦略 (第13条、第14条)

指令案の概要

指令における共通定義
(Common Definition in Directive)

指令における潜在的汚染活動
の共通一覧表
(Common List of Potentially Polluting Activities
in Directive)

構成国による汚染地目録の作成

(Member States establish an Inventory of contaminated sites)

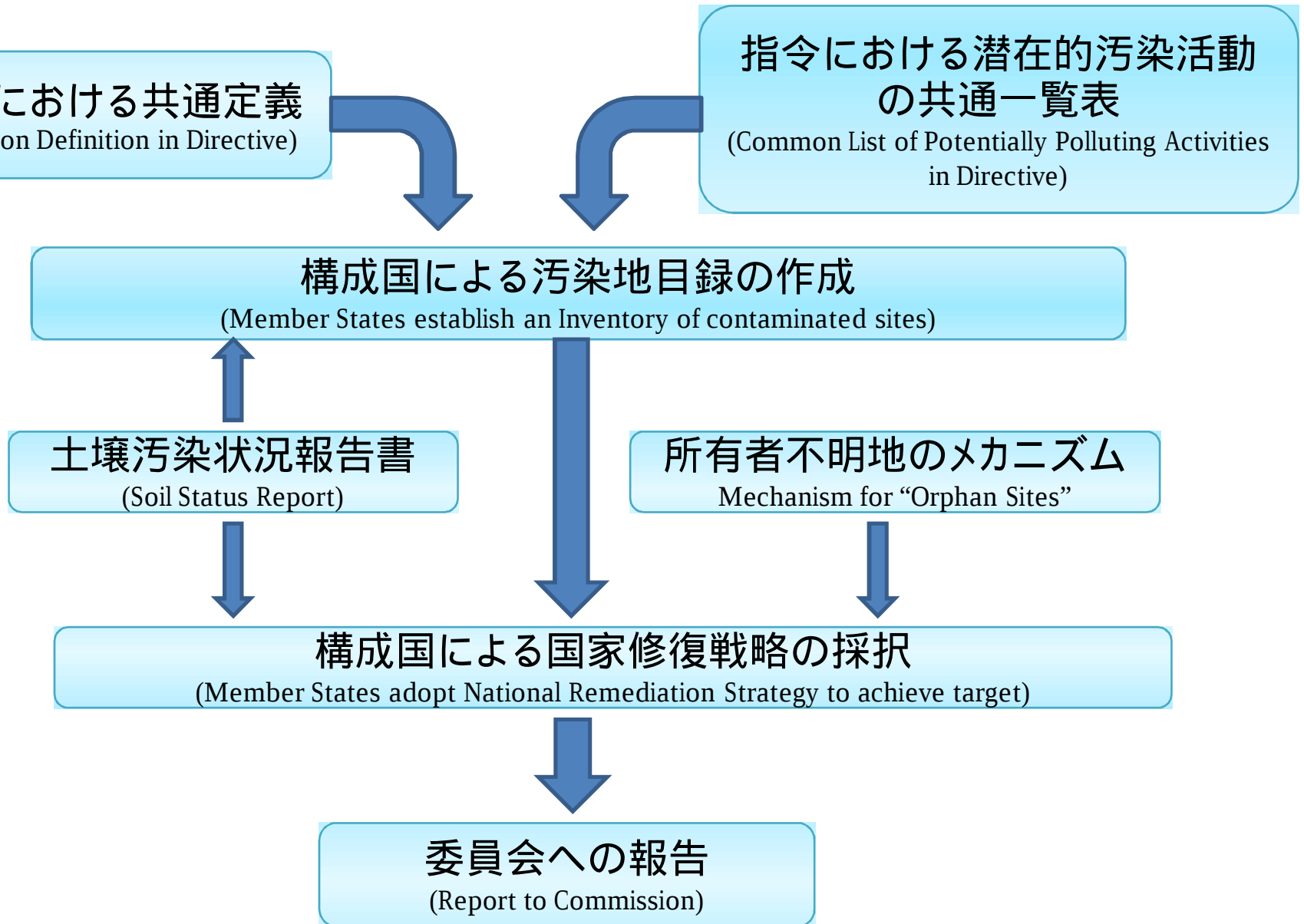
土壌汚染状況報告書
(Soil Status Report)

所有者不明地のメカニズム
Mechanism for “Orphan Sites”

構成国による国家修復戦略の採択

(Member States adopt National Remediation Strategy to achieve target)

委員会への報告
(Report to Commission)



汚染地目録、汚染地特定

構成国は、**汚染地目録**を少なくとも**25年以内**に作成し、公表する義務がある。

汚染地目録は、**少なくとも**、以下の付属書 に記載された、**潜在的な土壌汚染活動**によって生じたものを含んだものとする。

- * Seveso関連活動地
- * 空港
- * 以前の軍事拠点
- * クリーニング業者
- * 廃棄物の埋め立て
- * 有害物質輸送パイプライン

- * IPPC関連活動地
- * 港
- * ガソリンスタンド、給油所
- * 採鉱施設
- * 廃水処理設備

国家修復戦略

- 汚染地の修復義務(特に期限は設けない)
- 修復の定義

現在および将来の利用を考慮に入れ、汚染地が、人の健康と環境に深刻なリスクをもはや与えることのないよう、汚染の除去、管理、封じ込め、汚染の減少を目的とする活動。

- 7年以内に国家修復戦略を作成。

盛り込む事項

- * 修復目標
- * 優先順位(人の健康にリスクを及ぼす汚染地からの優先的開始)
- * 実施に向けたタイムテーブル
- * 資金配分

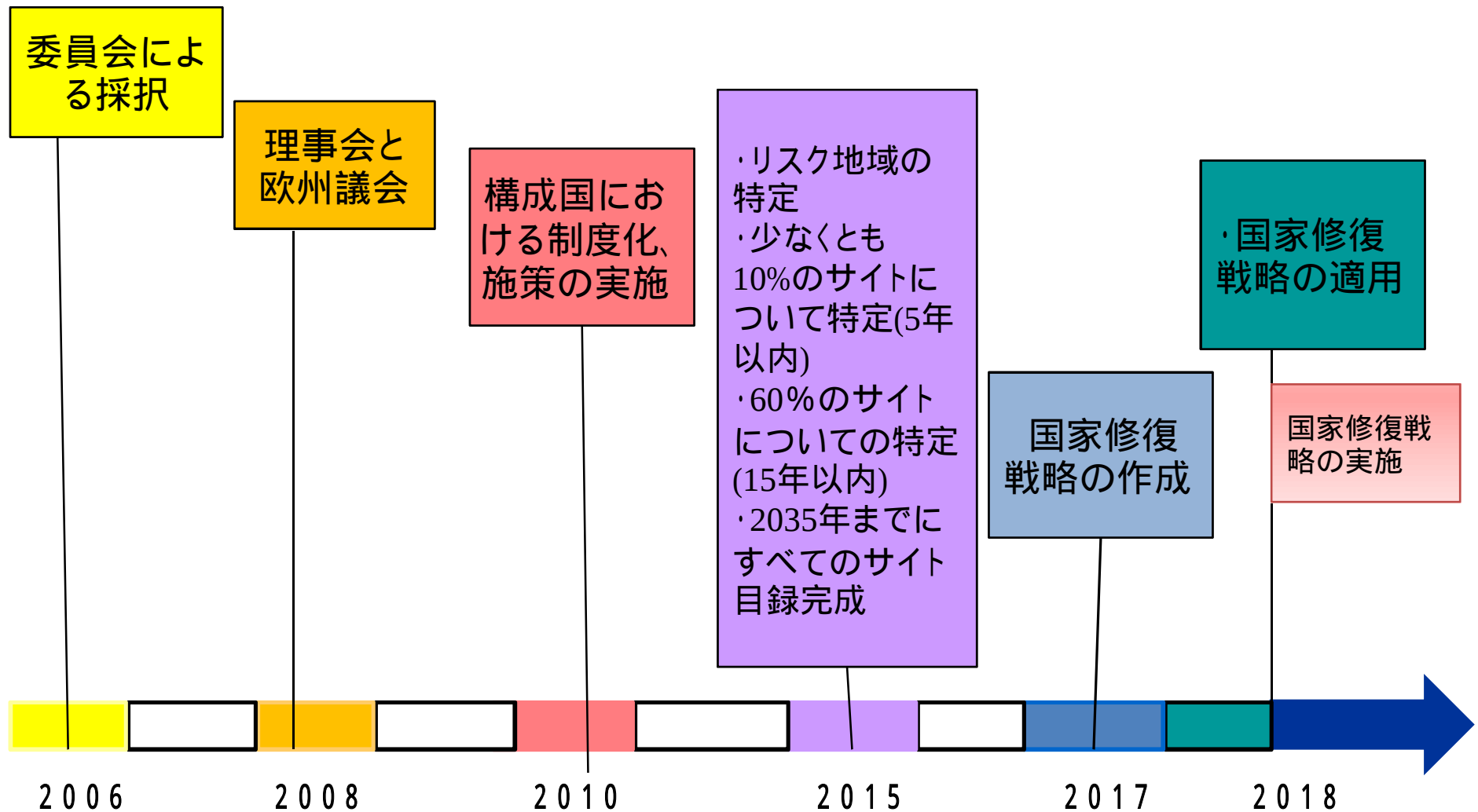
土壌状況報告書(第12条)

- 潜在的な土壌汚染活動が現に行われ、もしくは過去に行われた土地が売却される場合
- 土地の買主または売主は、権限ある機関及び契約の相手方に対して、以下の事項を含んだ土壌状況報告書を提供する。
 - * 土地の履歴
 - * 危険物質の科学的分析
 - * リスクを及ぼす濃度レベル

目 的

- ・潜在的な買主への情報提供。
- ・権限ある機関へ情報提供し、汚染地目録作成の促進と迅速化を図る。

タイムテーブル(暫定版)



現在EU指令案について、各国の土壌汚染担当部局の関心は高く、議論が行われている状況。